

佐賀県告示第 55 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 1 月 31 日から平成 29 年 3 月 2 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	三養基郡みやき町大字東津字小島 2535 番 3 地先から 三養基郡みやき町大字東津字小島 2499 番 2 地先まで	平成 29 . 1 . 31
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字一本松 1389 番 1 地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松 1569 番 1 地先まで	〃
県道 佐賀川久保 鳥栖線	鳥栖市蔵上二丁目 165 番地先から 鳥栖市布津原町字布津原 11 番 16 地先ま で	〃
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市蔵上四丁目 117 番地先から 鳥栖市蔵上二丁目 113 番地先まで	〃